

週刊 **タバコの正体**

皆さん、「健康経営」という言葉を知っているでしょうか。従業員が心身ともに健康で業務に従事できこそ業績が向上するとの考え方から、従業員の健康を重視した経営方法です。具体的には、定期健康診断の受診を徹底し、生活習慣病や過重労働、メンタルヘルスなどの対策にきちんと取り組むことが「健康経営」なのです。

じつは、そんな経営をしている企業に対し経済産業省が「健康経営優良法人」として認定する制度があります。2017年に認定制度がスタートして以来、その数が25倍にも増加するほど、従業員の健康が重要だとする認識が一般的になってきています。



そこで、下表の認定基準を見てください。たくさんある認定要件のうち“受動喫煙対策”は必須条件となっています。つまり、健康経営にはタバコの健康被害をなくす対策が必須なのです。喫煙対策を講じる事は経営の常識となっています。

制度開始からの5年で
OBC360° HP から **約25倍**の増加！

産業デザイン科 奥田恭久

健康経営優良法人2020（中小規模法人部門）認定基準

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件		
1. 経営理念(経営者の自覚)			健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	1 必須		
2. 組織体制			健康づくり担当者の設置	必須		
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%)	左記①～④のうち2項目以上		
			②受診勧奨の取り組み			
			③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施			
	対策の検討	④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定(※「健康経営優良法人2021」の認定基準では必須項目とする)	左記①～⑮のうち7項目以上			
		健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲージメント			ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職又は従業員に対する教育機会の設定
					ワークライフバランスの推進	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み
	職場の活性化				⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	
	病気の治療と仕事の両立支援			⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑮以外)		
	従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策	保健指導		⑨保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	左記⑨～⑮のうち3項目以上	
				健康増進・生活習慣病予防対策		⑩食生活の改善に向けた取り組み
⑪運動機会の増進に向けた取り組み						
感染症予防対策		⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み				
過重労働対策		⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み				
メンタルヘルス対策	⑭長時間労働者への対応に関する取り組み					
2 受動喫煙対策	⑮メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み	必須				
4. 評価・改善	保険者へのデータ提供(保険者との連携)	(求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供	必須			
5. 法令遵守・リスクマネジメント(自主申告) ※誓約書参照		定期健診の実施、健保等保険者による特定健康診査・特定保険指導の実施、50人以上の事業場におけるストレスチェックの実施、従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと、など	必須			